

全社民発第456号

平成16年4月5日

全国民生委員互助共励事業

都道府県・指定都市実施団体 代表者 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会事務局長

「全国民生委員互助事業取扱要領」等の周知について（お願い）

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り深謝申し上げます。

さて、標題事業は「全国民生委員互助事業取扱要領」により実施いただいているところですが、申請書記載事項等についてご照会のあったことを含めて、給付金申請・請求の留意点及び申請できる期間等について別添のとおりまとめましたので、取扱要領とあわせて市区町村民児協及び社協に周知くださいますようお願いいたします。

また、平成16年1月30日付全社民発第364号によりお知らせしたとおり、「全国民生委員互助共励事業ホームページ」を開設し、給付金申請に必要な様式等ダウンロードできるようにいたしておりますので、あわせて周知くださいますようお願いいたします。

なお、貴会より本会宛の給付金報告・請求及び給付金申請の際には、下記の点についてご留意賜りますようお願いいたします。

記

1. 一般給付の給付金報告・請求について

原則として、毎月1日より月末までに貴会宛に申請のあったもので、貴会において審査・決定したものを、当該月分として翌月15日までに、互助様式第11号（給付金報告・請求書）により本会宛ご請求ください。ただし、12月及び3月分の報告・請求については、これによらない場合がありますので、その場合は別途ご連絡いたします。

給付金は貴会ご指定の銀行口座に、請求のあった月の末日までに送金いたします。

2. 互助様式第12号（給付明細書）の記載事項について

給付種別が「一般死亡」「配偶者死亡」の場合は、互助様式第5号及び第6号に記載されている死亡年月日を記入してください。

給付種別が「一般傷病」の場合は、互助様式第7号に記載されている全治期間を記入してください。

給付種別が「災害」の場合は、被災した建物（居宅もしくは居宅と隣接又は同一敷地内にある納屋、倉庫、店舗、診療所、事務所、貸しアパート、神社など）を具体的に記入してください。

給付種別が「退任慰労」の場合は、互助様式第8号に記載されている退任日及び在任期間を記入してください。

3. 公務に係る弔慰金及び見舞金の申請について

必要書類

貴会代表者より本会会長宛の申請文書

互助様式第2号の（写）

全国民生委員互助事業取扱要領の「3.表2」に示す書類

平成16年度公務審査委員会実施予定

公務審査委員会は年4回開催いたします。開催日が確定しているのは次のとおりです。

第1回 平成16年6月9日（水） 第2回 平成16年9月2日（木）

なお、第3回は12月に、第4回は平成17年3月に開催する予定です。

4. 一斉改選に係る退任慰労について

多数の委員の退任が予想されますので、通常月の給付金報告・申請とは別に様式等も含めて別途ご連絡いたします。

5. 問い合わせ先等

全国社会福祉協議会 民生部（担当：由本、岡部、佐藤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

03-3581-6747 Fax 03-3581-6748 z-minsei@shakyo.or.jp

URL <http://www2.shakyo.or.jp/gojokyousei/index.html>